

令和 5 年 9 月

第 3 回 定例会 議案

西 宮 市

第3回（9月）定例会提案事件表

別冊

- | | | | | |
|----|-----|----|---|---|
| 1 | 認定第 | 1 | 号 | 令和4年度西宮市水道事業会計決算認定の件 |
| 2 | 認定第 | 2 | 号 | 令和4年度西宮市工業用水道事業会計決算認定の件 |
| 3 | 認定第 | 3 | 号 | 令和4年度西宮市下水道事業会計決算認定の件 |
| 4 | 認定第 | 4 | 号 | 令和4年度西宮市病院事業会計決算認定の件 |
| 5 | 議案第 | 21 | 号 | 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 6 | 議案第 | 22 | 号 | 西宮市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 7 | 議案第 | 23 | 号 | 西宮市手数料条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 8 | 議案第 | 24 | 号 | 西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 9 | 議案第 | 25 | 号 | 西宮市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 10 | 議案第 | 26 | 号 | 令和5年度西宮市一般会計補正予算（第4号） |
| 11 | 議案第 | 27 | 号 | 令和5年度西宮市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 12 | 議案第 | 28 | 号 | 令和5年度西宮市鳴尾外財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 13 | 議案第 | 29 | 号 | 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議の件 |
| 14 | 議案第 | 30 | 号 | 丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議の件 |
| 15 | 議案第 | 31 | 号 | 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議の件 |
| 16 | 議案第 | 32 | 号 | 訴え提起の件（市営住宅等明渡し等請求事件） |
| 17 | 議案第 | 33 | 号 | 市道路線認定の件（鳴第539号線ほか10路線） |
| 18 | 議案第 | 34 | 号 | 令和4年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分の件 |
| 19 | 議案第 | 35 | 号 | 令和4年度西宮市工業用水道事業会計利益剰余金の処分の件 |
| 20 | 議案第 | 36 | 号 | 令和4年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分の件 |
| 21 | 議案第 | 37 | 号 | 工事請負契約締結の件（津門第1～5育成センター改築工事） |
| 22 | 議案第 | 38 | 号 | 工事請負契約変更の件（上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事） |
| 23 | 議案第 | 39 | 号 | 製造請負契約締結の件〔はしご付消防ポンプ自動車（北3）〕 |
| 24 | 報告第 | 16 | 号 | 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分） |
| 25 | 報告第 | 17 | 号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（一般財団法人西宮市都市整備公社） |
| 26 | 報告第 | 18 | 号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮市国際交流協会） |
| 27 | 報告第 | 19 | 号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（西宮市土地開発公社） |
| 28 | 報告第 | 20 | 号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（西宮都市管理株式会社） |
| 29 | 報告第 | 21 | 号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮市文化振興財団） |
| 30 | 報告第 | 22 | 号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮市文化振興財団） |

人西宮スポーツセンター)

別冊

- 31 報告第 2 3 号 資金不足比率報告の件
- 32 報告監第 3 号 現金出納検査結果報告 (令和 5 年 3 月分～ 5 月分)

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和39年西宮市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○災害派遣手当等の支給に関する条例（現行抄）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項若しくは大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条（同法第 183 条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関して必要な事項を定める。

西宮市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 31 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市火災予防条例の一部を改正する条例

西宮市火災予防条例（昭和 37 年西宮市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削り、同条第 2 項ただし書中「おおわれた」を「覆われた」に、「ときは」を「ときは、」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「そのきょう体は、雨水等」に改める。

第 14 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 14 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュー

ービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改める。

第46条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
	固体	不燃	木炭を燃料とするも	炭火焼き器	—	100	50	50	50

体 外 の 燃 料 不 燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
			上記に分類され ないもの	使用温度が800度以 上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300度以 上800度未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300度未 満のもの	—	100	50	100	50

付 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の西宮市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（付則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(参考 1)

○提案理由

省令等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市火災予防条例（一部未施行）

（変電設備）

第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(3)の2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときはこの限りでない。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

（蓄電池設備）

第14条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床または台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床または台上にあつては、耐酸性の床または台としないことができる。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第46条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。

(13) 蓄電池設備

別表第1（第3条、第19条関係）

		離隔距離
--	--	------

種類					(センチメートル)				
					入力	上方	側方	前方	後方
厨房設備	気体燃料外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)	
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの		—	250	200	300	200	
		使用温度が300度以上800度未満のもの		—	150	100	200	100	
		使用温度が300度未満のもの		—	100	50	100	50	

(注4) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(該当部分のみ抜粋)

西宮市手数料条例等の一部を改正する条例制定の件

西宮市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市手数料条例等の一部を改正する条例

(西宮市手数料条例の一部改正)

第1条 西宮市手数料条例(平成11年西宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1第17号中「又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の営業者の」に、「旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「旅館業の営業者の地位の承継の承認申請手数料」に改める。

別表第3中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(西宮市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 西宮市旅館業法施行条例(平成11年西宮市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改め、同項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改め、同条第2項中「第3条第4項」の次に「(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第7条中「第3条の2第1項又は法第3条の3第1項」を「第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

(西宮市興行場法施行条例の一部改正)

第3条 西宮市興行場法施行条例（平成11年西宮市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第4条の見出し中「仮設等の」を「臨時に興行する」に改める。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の見出し及び1条を加える。

(承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 興行場営業を譲り受けた者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 興行場営業を譲り受けた者が法人の場合にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布

の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第1条中西宮市手数料条例別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考1)

○提案理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市手数料条例（現行抄）

別表第1（第2条関係）

(17) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
7,400円

別表第3（第3条関係）

(4) 畜犬検診料 1件 2,000円

○西宮市旅館業法施行条例（現行抄）

（施設の指定等）

第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

(2) 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。）及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

2 法第3条第4項に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。

(1) 国が設置する施設にあつては、当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設にあつては、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 国又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあつては、当該施設についての監督官庁（当該施設についての監督官庁がないときは、市長）

（宿泊を拒むことができる事由）

第5条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊料を支払う能力がないと認められること。

(2) 身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。

(3) 泥酔し、又は言動が著しく異状であつて、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。

(営業者の解散又は死亡の届出)

第7条 営業者が解散し、又は死亡したとき(法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定による市長の承認を受けた場合を除く。)は、清算人(法人の解散が合併によるものであるときはその業務を行う役員であった者、破産によるものであるときはその破産管財人)又は配偶者その他の親族は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

○西宮市興行場法施行条例(現行抄)

(許可の申請)

第2条

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が営業者から当該興行場営業を譲り受けた者(次項ただし書において「譲受人」という。)である場合においては、前項第3号及び第4号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

3 第1項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、同項に規定する者が譲受人である場合であって、興行場の構造設備に変更がないときは、当該図面の添付を省略することができる。

4 第2項又は前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、営業者から当該興行場営業を譲り受けた旨を第1項の申請書に記載しなければならない。

(仮設等の興行場の許可の有効期間)

第4条

(承継の届出)

第5条

西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例

西宮市立留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表西宮市立鳴尾東留守家庭児童育成センターの項中「西宮市上田中町1番14号」を「西宮市笠屋町30番50号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

鳴尾東留守家庭児童育成センターの移転に伴い、位置を変更するため。

(参考2)

○西宮市立留守家庭児童育成センター条例（現行抄）

別表（第2条関係）

名称	位置
西宮市立鳴尾東留守家庭児童育成センター	西宮市上田中町1番14号

（該当部分のみ抜粋）

西宮市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市都市公園条例の一部を改正する条例

西宮市都市公園条例（昭和32年西宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の6を次のように改める。

（公園施設の建築面積の基準の特例の範囲）

- 第2条の6 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の10（当該建築物を建築する都市公園が西宮市西宮中央運動公園である場合にあつては、100分の15）とする。
- 2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の20とする。
- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の10とする。
- 4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地

面積の100分の2とする。

5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の10とする。

6 令第6条第7項に規定する場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の10とする。

第20条に次の1号を加える。

(5) 西宮市西宮中央運動公園（運動施設に係る部分を除く。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条に1号を加える改正規定は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(参考1)

○提案理由

西宮中央運動公園の再整備等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市都市公園条例（現行抄）

（公園施設の建築面積の基準の特例の範囲）

第2条の6 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める範囲とする。

- (1) 令第6条第1項第1号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の10（当該建築物を建築する都市公園が西宮市西宮中央運動公園である場合にあつては、100分の15）
- (2) 令第6条第1項第2号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の20
- (3) 令第6条第1項第3号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の10
- (4) 令第6条第1項第4号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築する都市公園の敷地面積の100分の2

（指定管理者）

第20条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に次に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

- (1) 西宮市鳴尾浜臨海公園（市道鳴第448号線より南側の部分に限る。）
- (2) 西宮市仁川緑地（西宮市仁川町6丁目4番6及び4番7に限る。）
- (3) 西宮市西宮浜総合公園
- (4) 西宮市御前浜公園

令和5年度 西宮市一般会計補正予算
(第4号)

令和5年度 西宮市の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,676,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201,124,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		41,687,670	△67,275	41,620,395
	10 国庫補助金	10,026,694	△67,275	9,959,419
50 県支出金		14,416,778	83,092	14,499,870
	10 県補助金	3,220,492	83,092	3,303,584
60 寄附金		104,122	203	104,325
	05 寄附金	104,122	203	104,325
65 繰入金		9,830,969	1,064,230	10,895,199
	05 繰入金	9,830,969	1,064,230	10,895,199
70 繰越金		1	511,139	511,140
	05 繰越金	1	511,139	511,140
75 諸収入		5,655,194	85,237	5,740,431
	90 雑入	4,407,774	85,237	4,493,011
歳入合計		199,447,389	1,676,626	201,124,015

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		20,662,466	12,022	20,674,488
	05 総務費	17,049,986	203	17,050,189
	15 戸籍住民基本台帳費	1,137,743	11,819	1,149,562
15 民生費		95,992,182	582,520	96,574,702
	05 社会福祉費	24,876,698	14,202	24,890,900
	10 老人福祉費	1,942,887	12,974	1,955,861
	20 障害福祉費	18,706,422	158,662	18,865,084
	25 生活保護費	14,930,621	396,682	15,327,303
20 衛生費		20,320,433	1,075,484	21,395,917
	03 保健費	9,895,036	1,088,244	10,983,280
	10 清掃費	6,643,149	△12,760	6,630,389
35 商工費		2,002,488	0	2,002,488
	05 商工費	2,002,488	0	2,002,488
50 教育費		22,005,255	6,600	22,011,855
	15 中学校費	3,283,869	100	3,283,969
	30 幼稚園費	780,329	6,500	786,829
歳 出 合 計		199,447,389	1,676,626	201,124,015

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 民 ホ ー ル 等 改 修 事 業	令和6年度	21,670
確 定 申 告 等 業 務	令和6年度	9,316
寿 園 生 活 支 援 等 業 務	令和6年度	10,044
西 部 総 合 処 理 セ ン タ ー 機 器 修 繕 業 務 (D C S 設 備 変 換 器 盤 温 度 変 換 器 外 取 替 補 修 等)	令和6年度	23,628
教 育 史 等 編 纂 業 務	令和6～9年度	22,935

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
寿 園 給 食 調 理 業 務	令和6～8年度	55,242	令和6～8年度	59,202

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
45		国庫支出金	41,687,670	△67,275	41,620,395	
	10	国庫補助金	10,026,694	△67,275	9,959,419	
		10	総務費国庫補助金	4,006,064	△82,294	3,923,770
		15	民生費国庫補助金	2,856,470	15,019	2,871,489
50		県支出金	14,416,778	83,092	14,499,870	
	10	県補助金	3,220,492	83,092	3,303,584	
		15	民生費県補助金	2,137,988	79,842	2,217,830
	50	教育費県補助金	56,517	3,250	59,767	
60		寄 附 金	104,122	203	104,325	
	05	寄 附 金	104,122	203	104,325	
	10	総務費寄附金	23,113	203	23,316	
65		繰 入 金	9,830,969	1,064,230	10,895,199	
	05	繰 入 金	9,830,969	1,064,230	10,895,199	
		05	基金繰入金	9,830,969	1,064,230	10,895,199
70		繰 越 金	1	511,139	511,140	
	05	繰 越 金	1	511,139	511,140	
		05	繰 越 金	1	511,139	511,140
75		諸 収 入	5,655,194	85,237	5,740,431	
	90	雑 入	4,407,774	85,237	4,493,011	
		20	過年度収入	0	67,750	67,750
	90	雑 入	4,393,742	17,487	4,411,229	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
05 総務費補助金	△82,294	(財 務 局) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△94,113
		(市 民 局) 個人番号カード交付事務費補助金	11,819
20 障害福祉費補助金	15,019	(健康福祉局) 障害者総合支援事業費補助金	15,019
10 老人福祉費補助金	79,842	(健康福祉局) 地域介護拠点整備費 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費	19,799 60,043
21 幼稚園費補助金	3,250	(教育委員会) 公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金	3,250
05 総務費寄附金	203	(財 務 局) 地区自治団体運営費に充当	203
05 基金繰入金	1,064,230	(財 務 局) 財政基金繰入金	1,064,230
05 繰越金	511,139	(財 務 局) 前年度繰越金	511,139
05 過年度収入	67,750	(市 民 局) 過年度福祉医療費助成事業県補助金 (健康福祉局) 過年度結核医療費国庫負担金 過年度養育医療費県負担金 過年度障害児施設給付費等国庫負担金 過年度障害児施設給付費等県費負担金 過年度特別障害者手当等交付金 過年度養育医療費国庫負担金	55,423 2,288 676 2,501 1,250 2,580 3,032
90 雑入	17,487	(健康福祉局)	

(款) 75 諸 収 入
(項) 90 雑 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		過年度地域介護拠点整備費返還金 252
		阪神7市1町予防接種負担金収入 17,132
		過年度民間老人福祉施設整備補助金返還金 3
		(教育委員会)
		運動部活動地域移行理解促進支援交付金 100

2 歳 出

(款) 10 総務費
(項) 05 総務費

10	05	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	20,662,466	12,022	20,674,488	12,022	
	05	総務費	17,049,986	203	17,050,189	203	
	80	諸 費	425,831	203	426,034	寄附金 203	
	15	戸籍住民基本台帳費	1,137,743	11,819	1,149,562	11,819	
	05	戸籍住民基本台帳費	1,130,024	11,819	1,141,843	国庫支出金 11,819	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	203	(財 務 局) 631106 地区自治団体運営交付金事業経費 203 18 負担金補助及び交付金 203 地区自治団体運営交付金 203
12 委 託 料	10,471	(市 民 局) 710401 戸籍住民基本台帳事業経費 11,819
14 工事請負費	1,348	12 委託料 10,471 マイナンバーカード交付関連業務等委託料 10,471 14 工事請負費 1,348 施設改修工事費 1,348

(款) 15 民生費
(項) 05 社会福祉費

15	05	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	95,992,182	582,520	96,574,702	59,506	523,014
	05	社会福祉費	24,876,698	14,202	24,890,900	55,423	△41,221
	05	社会福祉総務費	2,895,876	3,845	2,899,721		3,845
	20	医療福祉費	3,902,999	17	3,903,016	諸収入 55,423	△55,406
	60	国民健康保険事業費	4,849,829	10,340	4,860,169		10,340
	10	老人福祉費	1,942,887	12,974	1,955,861	10,974	2,000
	05	老人福祉総務費	896,298	254	896,552	国庫支出金 △60,043 県支出金 60,043 諸収入 254	
	10	老人援護費	461,687	△9,079	452,608	国庫支出金 △9,079	
	25	老人福祉施設整備費	382,712	21,799	404,511	県支出金 19,799	2,000
	20	障害福祉費	18,706,422	158,662	18,865,084	△6,891	165,553
	05	障害福祉総務費	518,918	170,917	689,835		164,586

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	3,845	(健康福祉局) 340401 行旅死亡人取扱事業経費 3,845 12 委託料 3,845 行旅死亡人葬祭委託料 3,845
22 償還金利子 及び割引料	17	(市 民 局) 350401 医療費助成事務経費 17 22 償還金利子及び割引料 17 過年度福祉医療費県補助金返納金 17
27 繰 出 金	10,340	(財 務 局・市 民 局) 800212 国民健康保険特別会計繰出金 10,340 27 繰出金 10,340 国民健康保険特別会計繰出金 10,340
22 償還金利子 及び割引料	254	(健康福祉局) 900402 一般事務経費 254 22 償還金利子及び割引料 254 過年度民間老人福祉施設整備補助金返納金 2 過年度地域介護拠点整備補助事業補助金返納金 252
07 報 償 費	△6,000	(健康福祉局) 320507 老人保護措置事業経費 △9,079
12 委 託 料	△3,079	07 報償費 △6,000 新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養時支援員派遣謝金等 △6,000 12 委託料 △3,079 介護者感染時高齢者一時受入事業委託料 △3,079
18 負担金補助 及び交付金	21,799	(健康福祉局) 320302 地域の福祉サービス拠点整備事業費 2,000 18 負担金補助及び交付金 2,000 共生型地域交流拠点開設補助金 2,000 (健康福祉局) 320502 民間老人福祉施設整備補助事業費 19,799 18 負担金補助及び交付金 19,799 民間老人福祉施設整備補助金 19,799

(款) 15 民生費
(項) 20 障害福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						諸収入 6,331	
	10	障害援護費	17,113,553	△12,255	17,101,298	国庫支出金 △13,222	967
	25	生活保護費	14,930,621	396,682	15,327,303		396,682
	05	生活保護総務費	901,666	395,992	1,297,658		395,992
	10	生活保護扶助費	14,028,955	690	14,029,645		690

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	170,917	(健康福祉局) 900404 一般事務経費 170,917 22 償還金利子及び割引料 170,917 過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返納金 58,408 過年度障害者総合支援事業費国庫補助金返納金 1 過年度障害者医療費国庫負担金返納金 55,145 過年度障害者自立支援給付費等県負担金返納金 29,204 過年度障害者医療費県負担金返納金 27,573 過年度地域生活支援事業費国庫補助金返納金 396 過年度地域生活支援事業費県補助金返納金 190
07 報 償 費	△3,500	(健康福祉局) 330207 地域生活支援事業経費 2,635 12 委 託 料 284 障害福祉分野のICT導入モデル事業実施研修会委託料 284 18 負担金補助及び交付金 2,351 障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金 2,351
12 委 託 料	△2,507	
18 負担金補助及び交付金	△6,248	(健康福祉局) 330206 障害者介護給付等事業経費 △14,890 07 報償費 △3,500 新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養時支援員派遣謝金等 △3,500 12 委 託 料 △2,791 介護者感染時障害者一時受入事業委託料 △2,791 18 負担金補助及び交付金 △8,599 感染者へのサービス提供継続協力金 △21,950 送迎用バス改修支援補助金 13,191 登園管理システム支援補助金 160
22 償還金利子及び割引料	395,992	(健康福祉局) 900405 一般事務経費 395,992 22 償還金利子及び割引料 395,992 過年度生活保護費等国庫負担金返納金 312,568 過年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返納金 42,160 過年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返納金 7,035 過年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金返納金 34,229
22 償還金利子及び割引料	690	(健康福祉局) 340101 生活保護扶助費 690 22 償還金利子及び割引料 690 過年度生活保護費返還金還付金 690

(款) 20 衛生費
(項) 03 保健費

20	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	衛生費	20,320,433	1,075,484	21,395,917	23,128	1,052,356
	03 保健費	9,895,036	1,088,244	10,983,280	23,128	1,065,116
	10 保健所費	3,202,687	1,069,551	4,272,238	諸収入 5,996	1,063,555
	15 保健予防費	5,487,378	18,693	5,506,071	諸収入 17,132	1,561
	10 清掃費	6,643,149	△12,760	6,630,389		△12,760
	25 清掃工場費	2,380,198	△12,760	2,367,438		△12,760

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
22 償還金利息及び割引料	1,069,551	(健康福祉局) 900407 一般事務経費 22 償還金利息及び割引料 過年度感染症事業費国庫負担金返納金 過年度感染症発生動向調査事業費国庫負担金返納金 過年度エイズ対策促進事業費国庫補助金返納金 過年度特定感染症検査等事業費国庫補助金返納金 過年度結核医療費国庫補助金返納金 過年度小児慢性特定疾病事業費国庫補助金返納金 過年度小児慢性特定疾病事業費国庫負担金返納金 過年度養育医療費国庫負担金返納金 過年度養育医療費県負担金返納金 過年度自立支援医療費国庫負担金返納金 過年度自立支援医療費県負担金返納金 過年度結核児童療育費国庫負担金返納金 過年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費国庫補助金返納金 過年度地域生活支援事業費等国庫補助金返納金 過年度地域生活支援事業費等県補助金返納金 過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金 過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金	1,069,551 1,069,551 134,114 179,420 217 6,177 148 162 3,775 322 161 2,457 1,229 6 331 181 90 539,221 201,540
18 負担金補助及び交付金	18,693	(健康福祉局) 370101 予防接種事業経費 18 負担金補助及び交付金 阪神7市1町予防接種負担金	18,693 18,693 18,693
10 需用費	△12,760	(環境局) 520207 西部総合処理センター管理運営事業経費 10 需用費 修繕料	△12,760 △12,760 △12,760

(款) 35 商工費
(項) 05 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
35		商工費	2,002,488	0	2,002,488		
	05	商工費	2,002,488	0	2,002,488		
		25 消費対策費	65,183	0	65,183		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
07 報 償 費	190	(産業文化局) 580303 消費者教育・啓発事業経費 190
10 需 用 費	△190	07 報償費 190 出前講座謝金 190
		(産業文化局) 580304 消費生活センター管理運営事業経費 △190
		10 需用費 △190 消耗品費 △90 修繕料 △100

(款) 50 教育費
(項) 15 中学校費

50	15	10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			教育費	22,005,255	6,600	22,011,855	6,600	
			中学校費	3,283,869	100	3,283,969	100	
			教育振興費	234,122	100	234,222	諸収入 100	
			幼稚園費	780,329	6,500	786,829	6,500	
			幼稚園費	776,047	6,500	782,547	国庫支出金 3,250 県支出金 3,250	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
07 報償費	66	(教育委員会)	
08 旅費	24	220205 中学校学習指導推進事業経費	100
13 使用料及び賃借料	10	07 報償費	66
		講師等謝金	66
		08 旅費	24
		普通旅費	24
		13 使用料及び賃借料	10
		会場使用料	10
10 需用費	6,500	(教育委員会)	
		220801 幼稚園管理運営事務経費	6,500
		10 需用費	6,500
		消耗品費	6,500

追 加

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支出額		令和5年度以降の 支出（見込）額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
市民ホール等改修事業	21,670			6	21,670
確定申告等業務	9,316			6	9,316
寿園生活支援等業務	10,044			6	10,044
西部総合処理センター機器修繕業務 (DCS設備変換器盤温度変換器外取替補修等)	23,628			6	23,628
教育史等編纂業務	22,935			6～9	22,935

(参 考)

1. 市民ホール等改修事業 21,670,000円
 (令和6年度)
 フレンテホール等の空調制御機器の改修工事

2. 確定申告等業務 9,316,000円
 (令和6年度)
 確定申告等業務の委託
 総 事 業 費 18,632,000 円の一部

3. 寿園生活支援等業務 10,044,000円
 (令和6年度)
 寿園の人材派遣による生活支援等業務の委託

4. 西部総合処理センター機器修繕業務 23,628,000円
 (DCS設備変換器盤温度変換器外取替補修等)
 (令和6年度)
 西部総合処理センターDCS設備変換器盤温度変換器外取替補修等の修繕

5. 教育史等編纂業務 22,935,000円
 (令和6年度～令和9年度)
 教育史等編纂業務の委託

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
	16,200		5,470
			9,316
			10,044
			23,628
			22,935

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
および当該年度以降の支出予定額等に

変 更

事 項	限 度 額		令和4年度末までの 支出額		令和5年度以降の 支出（見込）額	
			期 間	金 額	期 間	金 額
寿園給食調理業務	補正前	55,242			6～8	55,242
	補正額	3,960			-	3,960
	補正後	59,202			6～8	59,202

（ 参 考 ）

寿園給食調理業務

補正前 （令和6年度～令和8年度）

55,242,000円

補正後 （令和6年度～令和8年度）

59,202,000円

物価高騰及び人件費の増に伴う限度額の変更

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			55,242
			3,960
			59,202

令和5年度 西宮市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度 西宮市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,030,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		5,001,788	10,340	5,012,128
	05 繰入金	5,001,788	10,340	5,012,128
歳入合計		42,020,132	10,340	42,030,472

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 総務費		714,207	10,340	724,547
	05 総務管理費	633,382	10,340	643,722
歳 出	合 計	42,020,132	10,340	42,030,472

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国 民 健 康 保 険 シ ス テ ム 改 修 業 務	令和6年度	3,080

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 65 繰入金
(項) 05 繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
65		繰入金	5,001,788	10,340	5,012,128
	05	繰入金	5,001,788	10,340	5,012,128
		10 一般会計繰入金	4,849,829	10,340	4,860,169

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 職員給与費 等繰入金	10,340	職員給与費等繰入金	10,340

2 歳 出

(款) 05 総務費
(項) 05 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
05		総 務 費	714,207	10,340	724,547		10,340
	05	総務管理費	633,382	10,340	643,722		10,340
		05 一般管理費	621,778	10,340	632,118		10,340

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	10,340	350101 国民健康保険事務経費 12 委託料 システム改修委託料	10,340 10,340 10,340

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
および当該年度以降の支出予定額等に

追 加

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支出額		令和5年度以降の 支出（見込）額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
国民健康保険システム改修業務	3,080			6	3,080

（ 参 考 ）

- 国民健康保険システム改修業務 3,080,000円
 （令和6年度）
 出産する被保険者の保険料免除対応に伴うシステム改修の委託
 総 事 業 費 13,420,000 円の一部

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			3,080

令和5年度 西宮市鳴尾外財産区特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度 西宮市の鳴尾外財産区特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところ
による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ26,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 上田市外4区有財産区収入		4,514	△200	4,314
	55 財産収入	4,514	△200	4,314
60 段上財産区収入		0	203	203
	55 財産収入	0	203	203
歳入合計		26,164	3	26,167

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 上中市外4区有財産区支出		4,514	△200	4,314
	65 諸支出金	4,514	△200	4,314
60 段上財産区支出		0	203	203
	65 諸支出金	0	203	203
歳 出 合 計		26,164	3	26,167

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 10 上田市外4区有財産区収入
 (項) 55 財産収入

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10		上田市外4区有財産区収入	4,514	△200	4,314
	55	財産収入	4,514	△200	4,314
		05 財産貸付収入	4,514	△200	4,314
60		段上財産区収入	0	203	203
	55	財産収入	0	203	203
		05 財産貸付収入	0	203	203

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
05 土地建物貸 付収入	△200	仁川町6丁目溜池敷地貸付料	△200
05 土地建物貸 付収入	203	甲東園2丁目溜池敷地貸付料	203

2 歳 出

(款) 10 上大事外4区有財産区支出
(項) 65 諸支出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般会計 繰入金
10	4,514	△200	4,314	△200	
65	4,514	△200	4,314	△200	
05 諸 費	4,514	△200	4,314	財産収入 △200	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	△200	800233 上大市外4区有財産区維持管理経費 24 積立金 財産区積立金	△200 △200 △200

(款) 60 段上財産区支出
 (項) 65 諸支出金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
60		段上財産区支出	0	203	203	203	
	65	諸支出金	0	203	203	203	
		05 諸 費	0	203	203	財産収入 203	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 寄 附 金	203	801702 段上財産区維持管理経費 25 寄附金 西宮市への寄附金	203 203 203

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

（参考1）

○提案理由

一部事務組合を解散することについて、構成団体と協議するため。

（参考2）

○地方自治法

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産処分について関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分

丹波少年自然の家事務組合の財産を次のように処分する。

- (1) 組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。
- (2) 前号に伴い必要となる経費については、関係地方公共団体が負担することとし、組合に拠出する。

(参考1)

○提案理由

一部事務組合を解散することに伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するため。

(参考2)

○地方自治法

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により丹波少年自然の家事務組合理約（昭和54年丹波少年自然の家事務組合理約第1号）を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和54年丹波少年自然の家事務組合理約第1号）の一部を次のように変更する。

第14条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第15条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

(参考1)

○提案理由

一部事務組合の規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するため。

(参考2)

○地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(8) ****

* * * *

(9) ****

* * * *

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅等の明渡しを求める。

ア 相手方(1)から(4)までにあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(4)にあつては****

ウ 相手方(5)にあつては****

エ 相手方(6)にあつては****

オ 相手方(7)にあつては****

カ 相手方(8)にあつては****

キ 相手方(9)にあつては****

(2) 次に掲げる金員の支払を求める。

ア 相手方(1)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金、滞納共益費、共益費相当損害金及び延滞金

イ 相手方(2)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

ウ 相手方(3)にあつては家賃相当損害金

エ 相手方(4)にあつては滞納家賃、滞納駐車場使用料、家賃相当損害金、駐車場相当損害金及び延滞金

オ 相手方(5)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金、滞納共益費、共益費相当損害金及び延滞金

カ 相手方(6)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

キ 相手方(7)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

ク 相手方(8)にあつては家賃相当損害金

ケ 相手方(9)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

(3) 相手方(1)から(5)までにあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せずに支払うと申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市営住宅を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)から(5)までにあっては家賃等を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(6)から(9)までにあっては市営住宅を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

市道路線認定の件

下記のとおり市道路線を認定する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

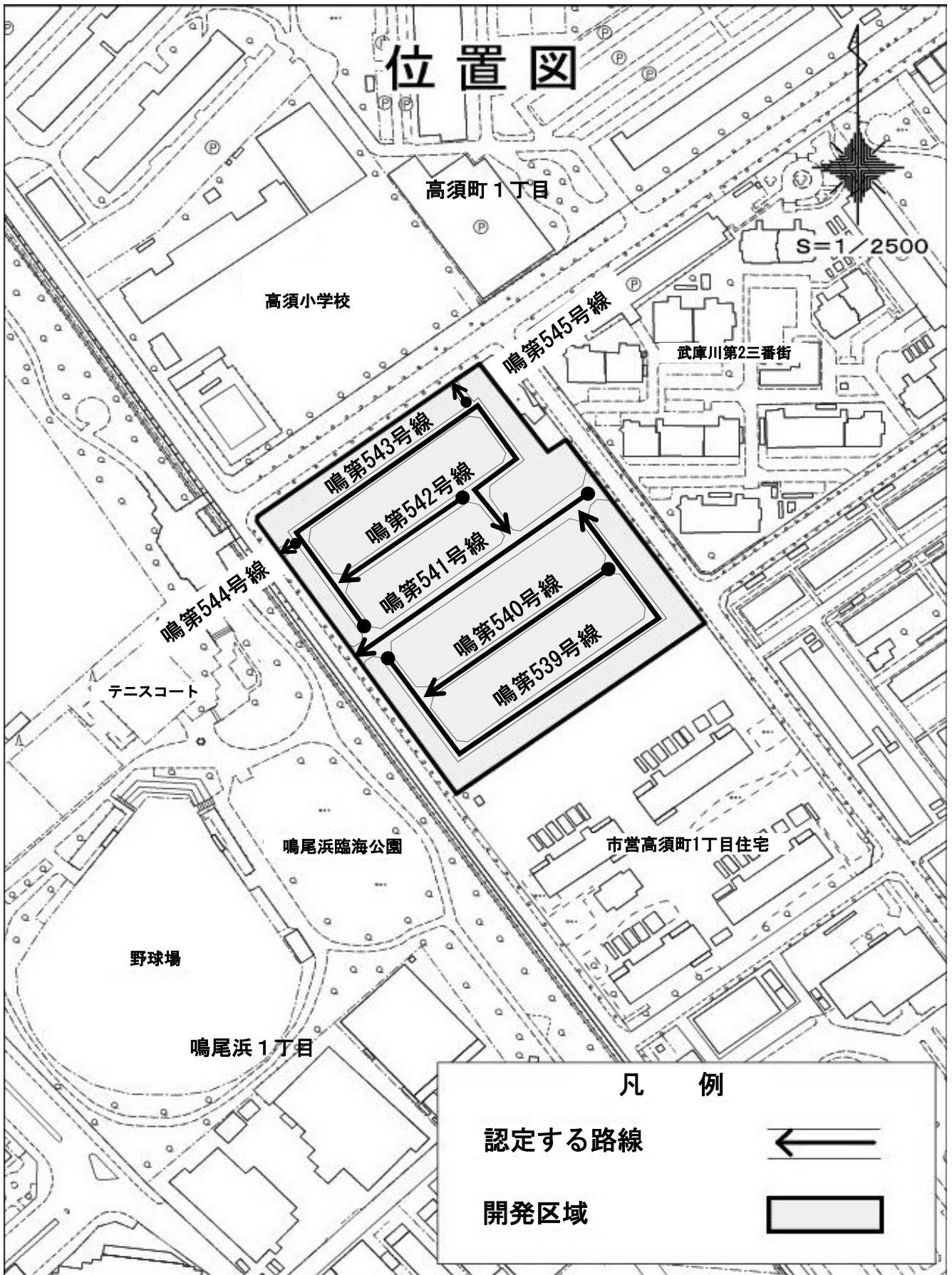
整理 番号	路線名	起	点	備 考		
		終	点	延長(m)	幅員(m)	その他
①	鳴第539号線	高須町1丁目72番104地先		240	6.00	
		高須町1丁目72番42地先				
②	鳴第540号線	高須町1丁目72番74地先		108	6.00	
		高須町1丁目72番86地先				
③	鳴第541号線	高須町1丁目72番32地先		137	9.00	
		高須町1丁目72番105地先				
④	鳴第542号線	高須町1丁目72番145地先		71	6.00	
		高須町1丁目72番153地先				
⑤	鳴第543号線	高須町1丁目72番132地先		249	6.00	
		高須町1丁目72番124地先				
⑥	鳴第544号線	高須町1丁目72番109地先		11	4.00	自転車歩行者専用道路
		高須町1丁目72番109地先				
⑦	鳴第545号線	高須町1丁目72番120地先		11	4.00	自転車歩行者専用道路
		高須町1丁目72番120地先				

⑧	西第1446号線	苦楽園一番町54番8地先	221	4.30	
		苦楽園一番町56番6地先		~6.10	
⑨	西第1447号線	苦楽園一番町56番1地先	68	3.80	
		苦楽園一番町56番2地先		~4.30	
⑩	西第1448号線	苦楽園一番町60番地先	61	3.90	
		苦楽園一番町58番3地先		~4.00	
⑪	西第1449号線	苦楽園一番町57番3地先	126	4.00	
		苦楽園一番町57番1地先		~5.00	

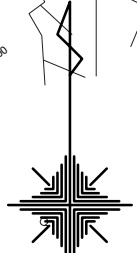
(参考)

○提案理由

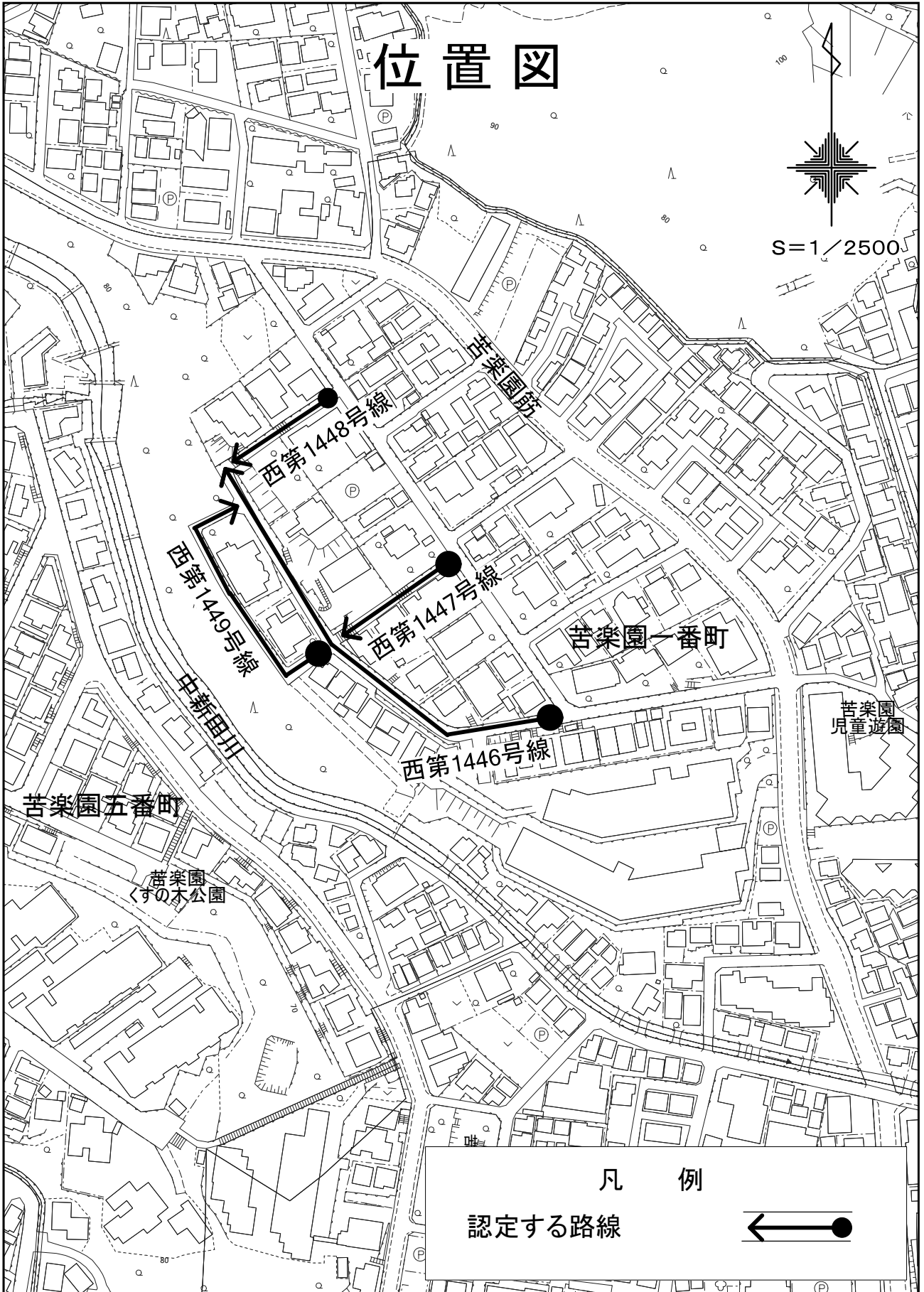
開発行為に係る公共施設の帰属及び道路の寄付受けにより、市道の路線認定を行うため。



位置図

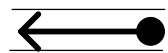


S=1/2500



凡 例

認定する路線



令和 4 年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和 4 年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和 5 年 8 月 31 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和 4 年度西宮市水道事業会計の未処分利益剰余金 4, 316, 587, 709 円のうち 854, 600, 000 円を資本金に組み入れ、28, 900, 000 円を減債積立金に、548, 455, 000 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第 32 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和 4 年度西宮市工業用水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和 4 年度西宮市工業用水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和 5 年 8 月 31 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和 4 年度西宮市工業用水道事業会計の未処分利益剰余金 450,450,579 円のうち 4,600,000 円を資本金に組み入れる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第 32 条

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和 4 年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和 4 年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和 5 年 8 月 31 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和 4 年度西宮市下水道事業会計の未処分利益剰余金 2,369,830,101 円のうち 383,852,963 円を資本金に組み入れ、347,302,992 円を減債積立金に積み立てる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第 32 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的	津門第1～5育成センター改築工事
2 契約金額	金238,150,000円
3 契約の相手方	西宮市青木町8番7号 株式会社 平塚工務店

(参考)

- (1) 工期 令和7年3月31日
- (2) 工事場所 西宮市津門呉羽町
- (3) 工事概要 津門第1～5育成センター新築工事
構造 S造/2階建て、延床面積 684.33㎡、敷地面積
791.30㎡
津門第1・2育成センター解体工事
(第1育成センター)
構造 S造/2階建て、延床面積 184.42㎡
(第2育成センター)
構造 S造/平屋建て、延床面積 92.74㎡

上記に伴う外構工事

入札結果表

令和5年4月27日 開札、落札者なしのため、随意契約（8号）により交渉、令和5年5月9日 入札参加資格の審査後に決定				
名 称 津門第1～5育成センター改築工事				
予 定 価 格 金238,590千円（入札書比較価格 金216,900千円）				
最低制限価格 金219,502千円（最低制限比較価格 金199,548千円）				
入 札 者	入札価格（単位：千円）		打切後 随意契約 （単位：千円）	備 考
	1回目	2回目		
株式会社 平塚工務店	224,800	219,800	216,500	決 定
三日月建設 株式会社	239,972	223,000		

契約業者経歴表

(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 平塚工務店	
2 資 本 金	20,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築工事一式	667,939
	土木工事一式	45,480
	計	713,419
4 本市以外の 主要工事	YA邸改修工事	29,425
	阪神佐藤興産(株) ID建屋屋根更新工事(柱10)	32,000
	(株)川南 みどりの風1階グループホーム改装計画②工事	35,007
	ナベタモ ギャラリーナベタモ内装工事	4,400
5 本市に対する 主要工事	消防局改修工事	77,880
	鳴尾北第3・第4留守家庭児童育成センター新築工事	87,334
	浜脇中学校南西棟他・浜脇小学校体育館屋上防水改修及び外壁改修工事	104,055
6 現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	本庁舎地上部防水他改修工事 112,640 大社中学校他6校老朽化点検・緊急補修工事 41,745
	本市以外 に 対 する 分	M邸 浴室・洗面改修工事 3,931

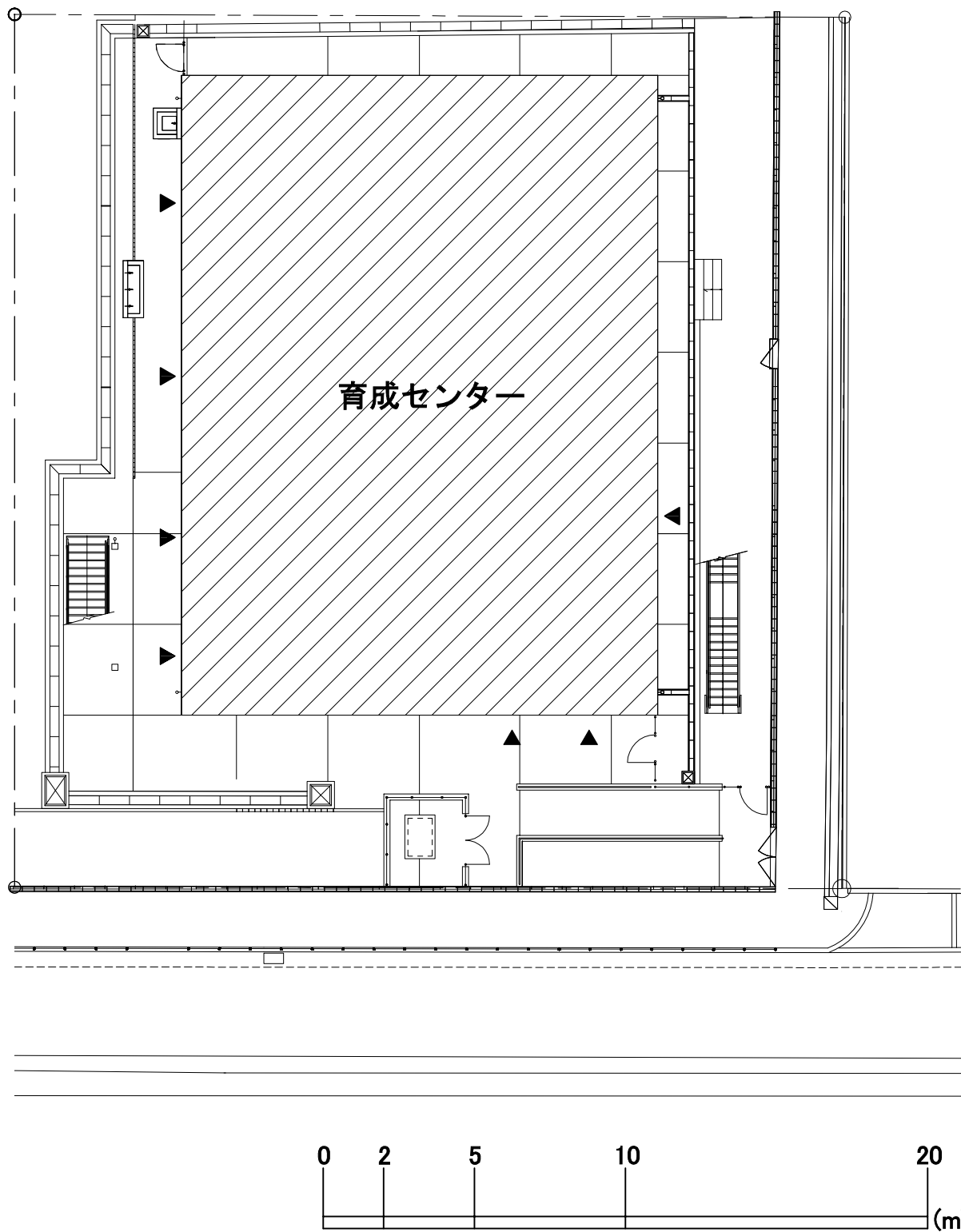
津門第1～5育成センター改築工事

付近見取図



津門第1~5育成センター改築工事

配置図



工事請負契約変更の件

令和5年7月5日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第18号	契約金額「金186,780,000円」を「金193,602,502円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 令和5年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について対応すべく設計変更を行うため。
- 2 原契約の目的 上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号
株式会社 松田組
- 4 工期 令和5年7月6日から令和6年5月31日まで

製造請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の案件名及び数量

案 件 名 はしご付消防ポンプ自動車（北3）

数 量 1台

2 契約金額

金191,400,000円

3 契約の相手方

兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

株式会社 モリタ 関西支店

4 契約の目的

はしご付消防自動車の更新に伴い、先端屈折式はしご付消防ポンプ自動車を製造する必要があるため。

(参考1)

(1) 納 期 令和7年3月31日

(2) 納入場所 西宮市消防局整備センター

(参考2)

入札結果表

令和5年7月25日執行		
名 称 はしご付消防ポンプ自動車(北3)		
予 定 価 格 金194,315千円(入札書比較価格 金176,650千円)		
最低制限価格 金—————円(入札書比較価格 金—————円)		
入 札 者	入札価格(単位:千円)	備 考
株式会社 モリタ 関西支店	174,000	落 札

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第 7 号	令和 5 年 5 月 22 日
専決第 8 号	令和 5 年 5 月 23 日
専決第 9 号	令和 5 年 5 月 29 日
専決第 10 号	令和 5 年 5 月 29 日
専決第 11 号	令和 5 年 5 月 29 日
専決第 12 号	令和 5 年 5 月 29 日
専決第 13 号	令和 5 年 5 月 29 日
専決第 14 号	令和 5 年 5 月 30 日
専決第 15 号	令和 5 年 5 月 31 日
専決第 16 号	令和 5 年 5 月 31 日
専決第 17 号	令和 5 年 6 月 5 日
専決第 18 号	令和 5 年 6 月 5 日
専決第 19 号	令和 5 年 6 月 7 日
専決第 20 号	令和 5 年 6 月 13 日

専決第 2 1 号

令和 5 年 6 月 1 3 日

専決第 2 2 号

令和 5 年 6 月 2 0 日

専決第 2 3 号

令和 5 年 7 月 6 日

専決第 2 4 号

令和 5 年 7 月 1 8 日

専決第 2 5 号

令和 5 年 7 月 2 0 日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和5年5月31日
専決番号	第16号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和5年3月14日午後3時5分頃、西宮市六湛寺町10-21先において、相手方車両（軽乗用車）が駐車場から出ようとしたところ、走行中の開発指導課の車両（軽乗用車）に接触し、両車両が破損したものの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（78,000円）及び市車両の修理費（119,350円）の20パーセントを市が、80パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和5年6月13日
専決番号	第20号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和5年3月12日午後0時頃、西宮市門戸西町9-43先市道甲第224号線において、歩行中の相手方が道路上の突起物につまずいて転倒し、負傷したものの。
和解の要旨	相手方の治療費等（87,670円）の40パーセントを市が、60パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和5年7月18日
専決番号	第24号
相手方	***** *** ***** *** * *****
事件の概要	令和5年5月2日午前9時5分頃、西宮市津門仁辺町8-9先において、ごみ収集のため美化第1課の職員が道路を横断しようとしたところ、相手方（母親）が運転する車両（自転車）と衝突し、同車両に乗っていた相手方らが転倒したもの。
和解の要旨	相手方らの医療費等（17,700円）の20パーセントを市が、80パーセントを相手方らが負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和5年5月22日
専決番号	第7号
相手方	***** *****
事件の概要	*****先市道幹第24号線において、市の管理する街路樹の根が、相手方がテナントとして入居する建物の敷地に侵入し、汚水管を詰まらせたため、その復旧工事により令和5年2月20日から同月28日までの期間、相手方が休業したもの。
損害賠償の額	休業補償費 169,534円

専決年月日	令和5年5月23日
専決番号	第8号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和5年5月1日午前8時45分頃、*****において、美化第2課の車両（塵芥車）が後進したところ、相手方外壁ブロック等に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	外壁ブロック等修理費 176,154円

専決年月日	令和5年5月29日
専決番号	第9号
相手方	***** ****
事件の概要	*****先市道幹第24号線において、市の管理する街路樹の根が、相手方がテナントとして入居する建物の敷地に侵入し、汚水管を詰ませたため、その復旧工事により令和5年2月20日から同月28日までの期間、相手方が休業したもの。
損害賠償の額	休業補償費 63,352円

専決年月日	令和5年5月29日
専決番号	第10号
相手方	***** ****
事件の概要	*****先市道幹第24号線において、市の管理する街路樹の根が、相手方がテナントとして入居する建物の敷地に侵入し、汚水管を詰ませたため、その復旧工事により令和5年2月20日から同月28日までの期間、相手方が休業したもの。
損害賠償の額	休業補償費 133,721円

専決年月日	令和5年5月29日
専決番号	第11号
相手方	***** ****
事件の概要	*****先市道幹第24号線において、市の管理する街路樹の根が、相手方がテナントとして入居する建物の敷地に侵入し、汚水管を詰ませたため、その復旧工事により令和5年2月20日から同月28日までの期間、相手方が休業したもの。
損害賠償の額	休業補償費 138,732円

専決年月日	令和5年5月29日
専決番号	第12号
相手方	***** ****
事件の概要	*****先市道幹第24号線において、市の管理する街路樹の根が、相手方がテナントとして入居する建物の敷地に侵入し、汚水管を詰ませたため、その復旧工事により令和5年2月20日から同月28日までの期間、相手方が休業したもの。
損害賠償の額	休業補償費 651,236円

専決年月日	令和5年5月29日
専決番号	第13号
相手方	***** *****
事件の概要	*****先市道幹第24号線において、市の管理する街路樹の根が、相手方がテナントとして入居する建物の敷地に侵入し、汚水管を詰まらせたため、その復旧工事により令和5年2月20日から同月28日までの期間、相手方が休業したもの。
損害賠償の額	休業補償費 622,330円

専決年月日	令和5年5月30日
専決番号	第14号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和5年4月27日午前11時頃、西宮市六湛寺町10-3西宮市役所地下駐車場において、天井の剥離により、駐車していた相手方車両（乗用車）を汚損したもの。
損害賠償の額	洗車費用等 25,480円

専決年月日	令和5年5月31日
専決番号	第15号
相手方	***** * * *****
事件の概要	令和2年12月8日午後3時44分頃、西宮市獅子ケ口町1-29先において、学校施設保全課の車両（軽乗用車）が走行していたところ、横断歩道を通行中の相手方に接触し、相手方が負傷したもの。
損害賠償の額	治療費等 368,630円

専決年月日	令和5年6月5日
専決番号	第17号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和5年1月31日午後5時10分頃、西宮市東山台5丁目10-1塩瀬中央公園において、相手方が階段を降りていたところ、足下のブロックが崩れて転倒し、負傷したものの。
損害賠償の額	医療費等 12,000円

専決年月日	令和5年6月5日
専決番号	第18号
相手方	***** *****
事件の概要	令和3年8月17日午後7時頃、西宮市相生町2先市道幹第20号線において、労災保険の被保険者が通勤のため歩行していたところ、雨で濡れていた滑り止め加工が剥がれたマンホールに滑って転倒し、負傷した事故について、労災保険給付を行った相手方が市に求償したものの。
損害賠償の額	保険者負担額（506,872円）のうち、市の過失割合（70パーセント）に応じた額 354,810円

専決年月日	令和5年6月7日
専決番号	第19号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年10月8日午前9時30分頃、西宮市丸橋町8-68において、美化第2課の車両（貨物車）が後進したところ、相手方マンション駐車場の外壁に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	外壁修理費 82,500円

専決年月日	令和5年6月13日
専決番号	第21号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年4月6日午後4時15分頃、西宮市城山2-4先市道西第786号線において、相手方車両（乗用車）が道路上に設置されている市が管理するグレーチングの上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、同車両が破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費等 391,000円

専決年月日	令和5年6月20日
専決番号	第22号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年4月4日午後1時55分頃、西宮市下大市東町28-14において、消防局総務課の車両（消防車）が後進したところ、相手方駐車場のブロック塀に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	ブロック塀修理費 114,400円

専決年月日	令和5年7月6日
専決番号	第23号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年5月25日午後0時42分頃、西宮市段上町3丁目12-7において、厚生課の車両（軽乗用車）が後進したところ、相手方駐車場のバリカーに接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	バリカー修理費 59,400円

専決年月日	令和5年7月20日
専決番号	第25号
相手方	***** * * *
事件の概要	令和5年5月10日午前10時30分頃、三田市西山2丁目22-10において、生活支援課の車両（軽乗用車）が後進したところ、駐車中の相手方車両（乗用車）に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費 379,200円

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により一般財団法人西宮市都市整備公社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

一般財団法人西宮市都市整備公社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

当法人は、幅広い分野において様々な事業を展開しているが、本市との関係が極めて強く、自主事業及び受託事業とも本市の業務の補完・代替を担っている面が強い。

主な自主事業としては、西宮浜産業交流会館の管理運営や公共駐車場事業などを実施した。

受託事業は、指定管理事業として斎場の管理及び葬祭事業を実施した。なお、当該受託事業は年度ごとに精算をしているため収支差額は生じていない。

法人全体としては、収支のバランスが取れており、各種財務指標の数値も良好である。また、資産に比べて負債の割合も低く、当法人の経営状況は概ね健全であると評価する。

一方、当法人を取り巻く環境が大きく変化しており、一層の経営健全化に努める必要があると考える。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当法人は、本市の総合計画の目標とする文教住宅都市の実現の趣旨に沿って、公の施設の管理運営や、公共駐車場の管理運営、低廉な価格で市民に提供する葬祭事業など、本市の業務と密接な関連を有する公益的な事業を着実に実施した。

以上のことから、当法人の事業は、概ね公益目的を達成していると評価する。

(参考1)

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,927,625	2,813,792	113,833
基本財産受取利息	2,927,625	2,813,792	113,833
② 事業収益	220,214,578	245,765,169	△ 25,550,591
事業収益	69,579,956	74,930,789	△ 5,350,833
受託事業収益	125,613,344	140,596,816	△ 14,983,472
家賃収益	25,021,278	30,237,564	△ 5,216,286
③ 受取補助金等	23,458,046	23,330,425	127,621
受取地方公共団体補助金	14,189,561	14,061,940	127,621
受取補助金等振替額	9,268,485	9,268,485	0
④ 受取負担金	10,860,506	8,011,653	2,848,853
受取負担金	10,860,506	8,011,653	2,848,853
⑤ 雑収益	2,597,728	2,833,539	△ 235,811
運用財産利息収益	0	2,393	△ 2,393
受取利息	0	233,865	△ 233,865
雑収益	2,597,728	2,597,281	447
⑥ 引当金取崩益	4,623,585	848,535	3,775,050
退職給付引当金取崩益	3,771,930	0	3,771,930
賞与引当金取崩益	846,300	848,000	△ 1,700
貸倒引当金取崩益	5,355	535	4,820
経常収益計	264,682,068	283,603,113	△ 18,921,045
(2) 経常費用			
① 事業費	277,970,206	292,322,859	△ 14,352,653
報酬	54,884,485	62,590,169	△ 7,705,684
退職給付費用	1,372,000	983,970	388,030
法定福利費	8,297,593	8,990,319	△ 692,726
厚生費	159,253	191,223	△ 31,970
通信運搬費	1,273,029	1,467,977	△ 194,948
消耗什器備品費	947,650	431,111	516,539
消耗品費	23,948,142	25,079,748	△ 1,131,606
修繕費	17,741,298	14,105,977	3,635,321
印刷製本費	104,766	173,849	△ 69,083
燃料費	572,379	567,656	4,723
光熱水料費	16,602,042	13,112,423	3,489,619
使用料及び賃借料	30,379,740	33,487,497	△ 3,107,757
保険料	1,931,205	2,075,123	△ 143,918
租税公課	16,086,450	17,040,546	△ 954,096
支払負担金	3,231,411	2,673,274	558,137
支払寄付金	1,000,000	1,000,000	0
委託費	52,743,445	61,598,512	△ 8,855,067
手数料	510,953	726,917	△ 215,964
雑費	347,280	495,127	△ 147,847
貸倒引当金繰入	0	5,355	△ 5,355
減価償却費	45,217,485	44,931,886	285,599
賞与引当金繰入	619,600	594,200	25,400

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
② 管理費	16,585,709	17,100,210	△ 514,501
報酬	4,878,474	5,459,072	△ 580,598
法定福利費	905,570	872,548	33,022
厚生費	75,241	31,724	43,517
通信運搬費	21,036	33,663	△ 12,627
消耗什器備品費	99,550	0	99,550
消耗品費	34,903	43,147	△ 8,244
修繕費	0	3,163	△ 3,163
印刷製本費	3,028	215	2,813
燃料費	4,003	4,892	△ 889
光熱水料費	63,420	75,776	△ 12,356
使用料及び賃借料	276,240	351,171	△ 74,931
保険料	8,895	15,007	△ 6,112
租税公課	435,735	415,477	20,258
支払負担金	9,268,136	9,202,457	65,679
委託費	251,214	314,108	△ 62,894
手数料	10,164	25,690	△ 15,526
賞与引当金繰入	250,100	252,100	△ 2,000
経常費用計	294,555,915	309,423,069	△ 14,867,154
当期経常増減額	△ 29,873,847	△ 25,819,956	△ 4,053,891
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
① 固定資産除却費	1	1	0
車両運搬具除却費	1	0	1
什器備品除却費	0	1	△ 1
経常外費用計	1	1	0
当期経常外増減額	△ 1	△ 1	0
当期一般正味財産増減額	△ 29,873,848	△ 25,819,957	△ 4,053,891
一般正味財産期首残高	1,397,232,317	1,423,052,274	△ 25,819,957
一般正味財産期末残高	1,367,358,469	1,397,232,317	△ 29,873,848
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	9,268,485	9,268,485	0
一般正味財産への振替額	9,268,485	9,268,485	0
当期指定正味財産増減額	△ 9,268,485	△ 9,268,485	0
指定正味財産期首残高	860,022,380	869,290,865	△ 9,268,485
指定正味財産期末残高	850,753,895	860,022,380	△ 9,268,485
III 正味財産期末残高	2,218,112,364	2,257,254,697	△ 39,142,333

正味財産増減計算書内訳表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	2,927,625	2,927,625
基本財産受取利息	0	0	2,927,625	2,927,625
② 事業収益	0	220,214,578	0	220,214,578
事業収益	0	69,579,956	0	69,579,956
受託事業収益	0	125,613,344	0	125,613,344
家賃収益	0	25,021,278	0	25,021,278
③ 受取補助金等	0	9,268,485	14,189,561	23,458,046
受取地方公共団体補助金	0	0	14,189,561	14,189,561
受取補助金等振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
④ 受取負担金	0	10,860,506	0	10,860,506
受取負担金	0	10,860,506	0	10,860,506
⑤ 雑収益	0	2,384,890	212,838	2,597,728
雑収益	0	2,384,890	212,838	2,597,728
⑥ 引当金取崩益	0	4,371,485	252,100	4,623,585
退職給付引当金取崩益	0	3,771,930	0	3,771,930
賞与引当金取崩益	0	594,200	252,100	846,300
貸倒引当金取崩益	0	5,355	0	5,355
経常収益計	0	247,099,944	17,582,124	264,682,068
(2) 経常費用				
① 事業費	1,000,000	276,970,206	0	277,970,206
報酬	0	54,884,485	0	54,884,485
退職給付費用	0	1,372,000	0	1,372,000
法定福利費	0	8,297,593	0	8,297,593
厚生費	0	159,253	0	159,253
通信運搬費	0	1,273,029	0	1,273,029
消耗什器備品費	0	947,650	0	947,650
消耗品費	0	23,948,142	0	23,948,142
修繕費	0	17,741,298	0	17,741,298
印刷製本費	0	104,766	0	104,766
燃料費	0	572,379	0	572,379
光熱水料費	0	16,602,042	0	16,602,042
使用料及び賃借料	0	30,379,740	0	30,379,740
保険料	0	1,931,205	0	1,931,205
租税公課	0	16,086,450	0	16,086,450
支払負担金	0	3,231,411	0	3,231,411
支払寄付金	1,000,000	0	0	1,000,000
委託費	0	52,743,445	0	52,743,445
手数料	0	510,953	0	510,953
雑費	0	347,280	0	347,280
減価償却費	0	45,217,485	0	45,217,485
賞与引当金繰入	0	619,600	0	619,600

正味財産増減計算書内訳表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
② 管理費	0	0	16,585,709	16,585,709
報酬	0	0	4,878,474	4,878,474
法定福利費	0	0	905,570	905,570
厚生費	0	0	75,241	75,241
通信運搬費	0	0	21,036	21,036
消耗什器備品費	0	0	99,550	99,550
消耗品費	0	0	34,903	34,903
印刷製本費	0	0	3,028	3,028
燃料費	0	0	4,003	4,003
光熱水料費	0	0	63,420	63,420
使用料及び賃借料	0	0	276,240	276,240
保険料	0	0	8,895	8,895
租税公課	0	0	435,735	435,735
支払負担金	0	0	9,268,136	9,268,136
委託費	0	0	251,214	251,214
手数料	0	0	10,164	10,164
賞与引当金繰入	0	0	250,100	250,100
経常費用計	1,000,000	276,970,206	16,585,709	294,555,915
当期経常増減額	△ 1,000,000	△ 29,870,262	996,415	△ 29,873,847
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外費用				
① 固定資産除却費	0	1	0	1
車両運搬具除却費	0	1	0	1
経常外費用計	0	1	0	1
当期経常外増減額	0	△ 1	0	△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 1,000,000	△ 29,870,263	996,415	△ 29,873,848
一般正味財産期首残高	△ 6,000,000	1,393,887,825	9,344,492	1,397,232,317
一般正味財産期末残高	△ 7,000,000	1,364,017,562	10,340,907	1,367,358,469
II 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
一般正味財産への振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,268,485	0	△ 9,268,485
指定正味財産期首残高	0	350,022,380	510,000,000	860,022,380
指定正味財産期末残高	0	340,753,895	510,000,000	850,753,895
III 正味財産期末残高	△ 7,000,000	1,704,771,457	520,340,907	2,218,112,364

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	912,920	705,310	207,610
普通預金	358,820,292	378,236,884	△ 19,416,592
未収金	2,382,191	2,284,877	97,314
流動資産合計	362,115,403	381,227,071	△ 19,111,668
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	1,586,292	276,339	1,309,953
投資有価証券	508,413,708	509,723,661	△ 1,309,953
基本財産合計	510,000,000	510,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	11,315,540	14,045,320	△ 2,729,780
減価償却引当資産	285,901,839	283,901,839	2,000,000
保証金積立資産	2,993,522	2,018,000	975,522
運用財産積立資産	3,000,000	3,000,000	0
特定資産－建物	512,060,643	526,539,789	△ 14,479,146
特定資産－構築物	1	1	0
特定資産合計	815,271,545	829,504,949	△ 14,233,404
(3) その他固定資産			
土地	168,289,519	168,289,519	0
建物	391,902,901	417,815,058	△ 25,912,157
建物付属設備	18,654,268	21,141,798	△ 2,487,530
構築物	768,469	924,922	△ 156,453
車両運搬具	0	1	△ 1
機械装置	64,170	97,650	△ 33,480
什器備品	8	48,607	△ 48,599
リース資産	5,250,300	7,350,420	△ 2,100,120
その他固定資産合計	584,929,635	615,667,975	△ 30,738,340
固定資産合計	1,910,201,180	1,955,172,924	△ 44,971,744
資産合計	2,272,316,583	2,336,399,995	△ 64,083,412
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,859,737	51,437,962	△ 20,578,225
前受金	2,016,678	1,491,073	525,605
預り金	898,742	1,956,223	△ 1,057,481
賞与引当金	869,700	846,300	23,400
流動負債合計	34,644,857	55,731,558	△ 21,086,701
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,315,540	14,045,320	△ 2,729,780
受入保証金	2,993,522	2,018,000	975,522
リース債務	5,250,300	7,350,420	△ 2,100,120
固定負債合計	19,559,362	23,413,740	△ 3,854,378
負債合計	54,204,219	79,145,298	△ 24,941,079
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	340,753,895	350,022,380	△ 9,268,485
寄付金	510,000,000	510,000,000	0
指定正味財産合計	850,753,895	860,022,380	△ 9,268,485
(うち基本財産への充当額)	(510,000,000)	(510,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(340,753,895)	(350,022,380)	(△ 9,268,485)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	1,367,358,469	1,397,232,317	△ 29,873,848
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(460,208,588)	(463,419,249)	(△ 3,210,661)
正味財産合計	2,218,112,364	2,257,254,697	△ 39,142,333
負債及び正味財産合計	2,272,316,583	2,336,399,995	△ 64,083,412

(貸借対照表に関する注記)
実施事業資産はなし。

(参考2)

指標	令和3年度	令和4年度
正味財産比率	96.6%	97.6%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	84.7%	82.3%
当期經常増減率	△9.1%	△11.3%
総資産当期經常増減率	△1.1%	△1.3%
人件費比率	28.5%	27.1%
管理費比率	5.5%	5.6%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により公益財団法人西宮市国際交流協会の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮市国際交流協会

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮市国際交流協会（以下、当協会という。）は「多文化共生社会の実現に関する事業」、「国際交流・国際協力に関する事業」及び「国際理解に関する事業」の公益目的事業を推進し、収益の確保を主たる目的としていないことから、令和4年度の当期経常増減額は△341千円となっているが、正味財産比率は98%、借入金依存率は0%であり、概ね健全と評価する。引き続き、さらなる経営の安定化に向けた取組みを求めていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当協会の「多文化共生社会の実現に関する事業」では、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き学習支援、各種相談や情報提供など、主に「外国人市民にとって安心して暮らせる環境整備」につながる、多文化共生の住みよい地域づくりの推進にかかる事業を実施した。なお、これらの事業は、当協会の趣旨に賛同し、登録するボランティア自主活動グループなどの参画と協力を得ることにより、幅広く実施している。「国際交流・国際協力に関する事業」では、外国人市民とのふれあい事業や、国際交流・国際協力に取り組む地域団体の事業支援など、主に市民レベルでの幅広い国際交流活動を促進する、国際交流・国際協力の推進にかかる事業を実施した。「国際理解に関する事業」では、国際理解について市民の関心を高め、また世界各国の文化等に対する理解を深めるため、「多文化共生社会への理解促進」につながる国際理解講座や、国際理解に関する情報提供などを行った。

なお令和4年度も引き続き、コロナ禍において、外国人市民が情報弱者とならないよう、多言語による各種行政情報の迅速な発信に努めた。

当協会は、市と緊密に連携して事業を実施しており、市と市民、民間団体を繋ぐパイプ役となり、本市の基本方針となる総合計画の「多文化共生及び姉妹・友好都市交流の推進」の中心的な役割を担い、公益目的を達成しているものと評価する。

(参考1)

貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,294,529	流動負債	6,015,090
固定資産	328,650,011	固定負債	0
		負債合計	6,015,090
		(正味財産の部)	
		正味財産	329,929,450
		正味財産合計	329,929,450
資産合計	335,944,540	負債及び正味財産合計	335,944,540

正味財産増減計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	27,250,344
(2) 経常費用	27,591,639
評価損益等	0
当期経常増減額	△ 341,295
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 341,295
法人税等	82,000
当期一般正味財産増減額	△ 423,295
一般正味財産期首残高	23,352,745
一般正味財産期末残高	22,929,450
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	307,000,000
指定正味財産期末残高	307,000,000
III 正味財産期末残高	329,929,450

(参考2)

指標	令和3年度	令和4年度
正味財産比率	98.3%	98.2%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	19.1%	22.85%
当期経常増減率	△1.4%	△1.3%
総資産当期経常増減率	△0.1%	△0.1%
人件費比率	23.8%	20.8%
管理費比率	22.0%	20.2%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により西宮市土地開発公社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

西宮市土地開発公社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮市土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、市は平成23年4月に公社から貸付金5,090,700千円の償還を受け市の公社への無利子貸付金を解消するとともに、未利用の公社長期保有地17,262㎡、3,925,347千円を買戻し、市の債務であった公社事業未収金1,512,433千円も解消したことにより、公社の経営は大きく改善されている。

また、平成25年2月28日付の総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則で示す経営の抜本的な健全化（指標）では、①債務保証等対象土地の年度末の簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が0.2以下、②債務保証等対象土地であって保有期間が5年以上であるものの年度末簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が0.1以下、③供用済土地及び未収金土地を解消することとしている。

西宮市土地開発公社では、令和4年度末現在①は、0.054で指標を下回り、②も、0.054で指標を下回り、③の供用済土地及び未収金土地はなく、健全と評価する。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地の取得事業と市有地の造成事業（いずれも管理や処分も含む）を行っている。

令和4年度は、公有地取得事業として新たな取得や処分はなかったが、土地造成事業（宅地分譲）では、市の未利用地の利活用に関する方針に基づく市有地等の売却について、公社造成事業として16区画、2,942㎡、335,973千円の宅地分譲を行

い、市収入の確保や優良宅地の提供に貢献している。

また、甲子園浜1丁目の公有地5.6haの有効活用を行い、年間124,320千円の収益を上げ、経常利益は75,767千円である。

以上のことから、西宮市土地開発公社の事業は公益目的を達成していると評価する。

(3) 公的支援の妥当性

該当なし。

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により西宮都市管理株式会社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

西宮都市管理株式会社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮都市管理株式会社は平成5年5月に設立され、当初より不安定な財務基盤であったが、内部努力や出資者の支援により、単年度黒字を達成できるようになった。しかし、平成20年9月、キーテナントの撤退表明に端を発して経営状況が悪化し、経営改善の必要性に迫られた。

平成21年度に経営改善計画を策定し、経営の効率化や内部努力を重ね、同年度決算は赤字であったものの、平成22年度以降は黒字転換し、経営改善計画を上回る結果となっている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和により、国内の社会経済活動が正常化し、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられ、日本ショッピングセンター協会が発表した令和4年の年間既存店売上高は、前年比8.7%増加となっている。フレンテ西宮・専門店の売上高は前年度比で0.19%減少しており、業種によって格差が見られたものの、物価高騰などによる影響を受けた。売上高は減少したものの、販売促進活動やWEB広告の推進に取り組み、西宮都市管理株式会社の経常利益は43,119千円、税引き後当期純利益は27,179千円を確保した。

売上高営業利益率については、令和3年度からは0.91ポイント低くなっているものの、令和4年中小企業実態基本調査を2.05ポイント上回っており、引き続き経営改善の効果が現れているものと思われる。また、平成23年度に実施した、990,000千円の長期貸付についても、約定どおりの返済を行っている。

同社の経営に大きな影響を及ぼすこととなる建設協力金376,000千円については、特定調停の和解が成立し、平成26年度から令和8年度までの13年間で分割返済

することとなり、令和4年度は、約定どおり29,333千円の返済を行った。

以上のとおり、令和4年度も引き続き単年度黒字を達成し、年度当初の経営計画を上回る結果となっていることから、短期的な安定性の確保は認められる。

今後については、物価高騰などによる消費マインドの冷え込みや近隣ショッピングセンター等との競合など、同社をとりまく経営環境は厳しい状態が続くことが予想されることから、市は引き続き同社の経営状況のモニタリングを行っていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮都市管理株式会社は、「フレンテ西宮」の店舗及び駐車場などの管理・運營業務、営業管理並びに販売促進業務を行っている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和によりフレンテ全体の入館客数は増加しているが、専門店売上高は前年度に比して微減となった。

(3) 公的支援の妥当性

ア これまでに行った公的支援

平成23年度に990,000千円(34年間)の長期貸付を行った。令和4年度末現在の融資残高は660,000千円となっている。

イ 妥当性の評価

JR西宮駅周辺地区のにぎわいあるまちづくりに、「フレンテ西宮」は必要不可欠な施設であり、同施設の空洞化を防ぎ、安定した運営を行うことは、西宮市のまちづくりにとって重要な課題である。

西宮都市管理株式会社に対する貸付は、「フレンテ西宮」が市民にとって便利かつ安定した施設として維持していくことに資するものであり、妥当と評価する。

(参考1)

貸借対照表

(単位：円)

	H31. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31
資産合計	1,819,354,093	1,772,585,548	1,761,755,848	1,716,073,068	1,668,136,168
流動資産	187,606,909	178,178,063	207,413,153	201,928,584	194,340,939
固定資産	1,631,747,184	1,594,407,485	1,554,342,695	1,514,144,484	1,473,795,229
負債の部	1,201,609,075	1,123,781,453	1,085,938,701	1,008,034,820	932,919,299
流動負債	150,687,747	140,027,074	142,238,983	130,222,484	122,743,896
固定負債	1,050,921,328	983,754,379	943,699,718	877,812,336	810,175,403
純資産の部	617,745,018	648,804,095	675,817,147	708,038,248	735,216,869
資本金	499,000,000	499,000,000	499,000,000	499,000,000	499,000,000
資本剰余金	121,600	121,600	121,600	121,600	121,600
利益剰余金	118,623,418	149,682,495	176,695,547	208,916,648	236,095,269

損益計算書

(単位：円)

	H30. 4. 1- H31. 3. 31	H31. 4. 1- R2. 3. 31	R2. 4. 1- R3. 3. 31	R3. 4. 1- R4. 3. 31	R4. 4. 1- R5. 3. 31
売上高	405,944,930	397,463,892	390,446,724	390,037,654	398,432,298
売上原価	186,081,339	182,505,732	184,276,545	184,414,652	191,238,943
売上総利益	219,863,591	214,958,160	206,170,179	205,623,002	207,193,355
販売費及び一般管理費	173,541,037	166,522,061	164,712,072	161,044,708	165,272,381
営業利益	46,322,554	48,436,099	41,458,107	44,578,294	41,920,974
営業外収益	2,379,635	2,006,846	2,354,707	7,656,403	2,029,882
営業外費用	1,725,229	1,471,368	1,021,962	1,121,296	832,135
経常利益	46,976,960	48,971,577	42,790,852	51,113,401	43,118,721
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	46,976,960	48,971,577	42,790,852	51,113,401	43,118,721
法人税等	14,703,600	17,912,500	15,777,800	18,892,300	15,940,100
当期純利益	32,273,360	31,059,077	27,013,052	32,221,101	27,178,621

(参考2)

経営指標

経営指標	評価	H30	R1	R2	R3	R4
(1) 総資本経常利益率	収益性	2.58%	2.76%	2.43%	2.98%	2.58%
(2) 総資本営業利益率		2.55%	2.73%	2.35%	2.60%	2.51%
(3) 自己資本当期純利益率		5.22%	4.79%	4.00%	4.55%	3.70%
(4) 売上高総利益率		54.16%	54.08%	52.80%	52.72%	52.00%
(5) 売上高営業利益率	収益性	11.41%	12.19%	10.62%	11.43%	10.52%
(6) 売上高経常利益率		11.57%	12.32%	10.96%	13.10%	10.82%
(7) 売上高対販売費・ 一般管理費比率		42.75%	41.90%	42.19%	41.29%	41.48%
(8) 総資本回転率		0.22 回	0.22 回	0.22 回	0.23 回	0.24 回
(9) 流動比率	安定性	124.50%	127.25%	145.82%	155.06%	158.33%
(10) 固定比率		264.15%	245.75%	229.99%	213.85%	200.46%
(11) 自己資本比率	安定性	33.95%	36.60%	38.36%	41.26%	44.07%
(12) 財務レバレッジ		2.95 倍	2.73 倍	2.61 倍	2.42 倍	2.27 倍
(13) 負債比率		194.52%	173.21%	160.69%	142.37%	126.89%
(14) 付加価値比率		52.70%	52.77%	51.79%	53.43%	50.67%
(15) 機械投資効率						
(16) 労働分配率		24.54%	24.98%	26.11%	25.88%	27.24%
(17) 借入金依存率	安定性	43.56%	42.63%	41.83%	40.97%	40.11%
(18) 売上高人件費率	効率性	11.96%	11.84%	12.17%	12.47%	12.53%

(注) 算出に使用する費目が負値などの場合には「-」と表示しています。

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により公益財団法人西宮市文化振興財団の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮市文化振興財団

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

芸術文化鑑賞振興育成事業については、事業費の精査と併せて入場料等収入の確保に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた自主事業収益が回復傾向にあるため、自己収益比率が改善したが、引き続き制限下での実施を余儀なくされた事業もあったことから、完全な回復には至っていない。正味財産比率は、令和4年度決算で90%、借入金依存率は0%であり、コロナ禍の影響から完全に回復しきってはいないものの、財団の経営については概ね健全であると評価するが、今後、さらなる経営の安定化や自己財源の確保を求めていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当法人は自主企画事業として、人気の高い落語会や未就学児と保護者を対象にしたコンサート、本市出身の音楽家を中心に一般公募の市民による合唱やボランティアスタッフと共に開催する「にしのみやオペラ」などの公演事業、社会人バンドが市内高等学校の音楽クラブを指導しコンサートで共演する等の育成事業、気軽に文化芸術と出会い楽しむ機会を市内各所で提供する「おさんぽアミティ」や西宮にゆかりのある文学作品等を講座形式で解説する「西宮文学案内」等の地域の文化振興事業を実施し、令和4年度は9,031人の入場者があった。また、文化芸術をオンラインで鑑賞する「おうちでアミティ」事業により、動画コンテンツを作成・配信した。さらに、市からの受託事業として、芸術家と市民の交流を図る野外文化事業、広く全国から作品を公募する西宮市展、市内芸術団体の協力を得て市民に良質な芸術の鑑賞機会を提供する西宮市芸術祭など様々な文化芸術事業を実施しており、令和4年度は66,617人の入場者があったほか、市民主体で実施する芸術文化事業への助成や広報支援などを行った。

これら自主企画事業、受託事業の実施は、文化芸術の更なる浸透を目標とする西宮市文化振興ビジョン〔第2期〕の推進に大きく寄与していると評価する。

指定管理者としては、西宮市民会館の管理運営を行うほか、受託事業として西宮東高校ホールの管理を行うなかで、主催者や鑑賞者からハード面のニーズを把握し、施設設備の改善に努めるなど、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

このように文化振興財団の事業は、公益目的を達成しているものと評価する。

(参考1)

貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,712,108	流動負債	28,409,742
固定資産	605,940,038	固定負債	34,416,550
		負債合計	62,826,292
		(正味財産の部)	
		正味財産	590,825,854
		正味財産の合計	590,825,854
資産合計	653,652,146	負債及び正味財産合計	653,652,146

正味財産増減計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
（単位：円）

I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	272,121,483
(2) 経常費用	272,478,133
当期経常増減額	△ 356,650
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 356,650
一般正味財産期首残高	91,182,504
一般正味財産期末残高	90,825,854
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	500,000,000
指定正味財産期末残高	500,000,000
III 正味財産期末残高	590,825,854

(参考2)

指標	令和3年度	令和4年度
正味財産比率	91.2%	90.4%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	16.2%	20.5%
当期経常増減率	△ 0.1%	△ 0.1%
総資産当期経常増減率	0.0%	△ 0.1%
人件費比率	31.6%	29.9%
管理費比率	2.0%	2.6%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により公益財団法人西宮スポーツセンターの経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮スポーツセンター

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

公益目的事業は、市民の生涯スポーツの普及・促進を図るため、低廉な価格であらゆる世代を対象として各種スポーツ推進事業を展開している。したがって、当該団体は収益の確保を主たる目的とはしておらず、収益性は低いと言える。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響も緩和され、事業内容の制限を見直し、各種教室の内容を充実させることができ、経常収益は前年度に比べて3,808万7千円、11.4%増加した。しかし、経常費用も前年度に比べて4,235万1千円、11.7%増加し、当期一般正味財産増減額は3,169万6千円の赤字額を計上することになった。事業収益は増加しているものの、新型コロナウイルス感染症が収束へと向かう中、今後はアフターコロナにおける新たな健康習慣に柔軟に対応していける体制づくりに取り組む必要がある。

また、法人設立時に比べ、指定管理者制度の導入など事業環境の変化は甚だしく、公益財団法人としての将来像について、民間では提供が難しい公益性を重視した事業展開の確立など公益財団法人として期待される役割を果たしていく必要もある。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

市民の生涯スポーツの振興を図るため、それぞれのライフステージに応じた一貫性のあるプログラムを作成し、継続的にスポーツに親しんでもらえるよう、ニーズを踏まえた各種スポーツ推進事業を実施している。

主催するスポーツ教室は、スポーツセンターや市内の体育館等を活動の場として、幼児期から高齢期まで幅広い年齢層に向けて教室等を実施し、のべ約8万人の参加者を得ている。

ほかに、市からスポーツ推進関連事業委託業務の受託や就学前の子どもを対象とした事業、障害者スポーツの体験会を開催するなど、独自のノウハウを用い、本市スポーツ施

策と緊密に連携している。

運動施設の指定管理者として、6体育館をはじめとする17施設の管理運営を行い、スポーツ施設の利活用促進や市民の健康増進という役割を担っている。

そのほかに、市とアスリート、大学、企業、スポーツ関係団体等との連携により、スポーツを通じて社会課題の解決や健康で明るいまちづくりに寄与することを目的に平成26年9月に発足した「アスレチック・リエゾン・西宮」の事務局業務を担っており、事業の企画調整や運営に携わっている。

これらのおり、公益財団法人西宮スポーツセンターの事業は、概ね公益目的を達成していると評価する。

(参考1)

貸借対照表(3ヵ年推移)

(単位:円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産	流動資産	42,734,837	21,065,662	28,334,736
	固定資産	190,247,216	184,225,216	157,816,187
	資産合計(A)	232,982,053	205,290,878	186,150,923
負債	流動負債	28,550,572	26,672,223	37,675,409
	固定負債	36,900,454	38,518,772	40,071,370
	負債合計(B)	65,451,026	65,190,995	77,746,779
正味財産(A-B)		167,531,027	140,099,883	108,404,144

注:各年度の年度末現在

正味財産増減計算書（3カ年推移）

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	323,361,757	334,201,042	372,287,738
(2) 経常費用	345,567,997	361,632,186	403,983,477
当期経常増減額	△ 22,206,240	△ 27,431,144	△ 31,695,739
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 22,206,240	△ 27,431,144	△ 31,695,739
法人税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 22,206,240	△ 27,431,144	△ 31,695,739
一般正味財産期首残高	128,737,267	106,531,027	79,099,883
一般正味財産期末残高	106,531,027	79,099,883	47,404,144
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	61,000,000	61,000,000
指定正味財産期末残高	61,000,000	61,000,000	61,000,000
III 正味財産期末残高	167,531,027	140,099,883	108,404,144

（参考2）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
正味財産比率	71.9%	68.2%	58.2%
自己収益比率	85.0%	83.4%	81.6%
当期経常増減率	△ 6.9%	△ 8.2%	△ 8.5%
総資産当期経常増減率	△ 9.5%	△ 13.4%	△ 17.0%
人件費比率	46.5%	46.7%	44.0%
市への依存率（注）	73.5%	70.7%	72.2%

（注）市への依存率＝市からの委託料・指定管理料・補助金の合計／経常収益